

(案)

神奈川県議会委員会条例の一部を改正する条例

神奈川県議会委員会条例（昭和31年神奈川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「(委員会の公開等)」に改め、同条第1項本文を次のように改める。

委員会は、これを公開する。

第17条に次の1項を加える。

- 3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第17条の規定は、この条例の施行の日後に招集される常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会について適用する。

(提案理由)

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を公開することに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。